

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

〇生活保護法に基づく施術者の指定	一	〇生活保護法に基づく指定医療機関等の廃止の届出	三
〇生活保護法に基づく医療機関の指定	二	〇土地改良区の役員の就任届	三
定		〇右 同	四
〇生活保護法に基づく指定施術者の氏名若しくは住所又は施術所の名称若しくは所在地の変更の届出	二	〇歳入の徴収事務の委託	四
〇生活保護法に基づく指定医療機関の名称若しくは氏名又は住所若しくはは住所の変更の届出	二	〇特定調達契約に係る落札者等の公告	四
〇生活保護法に基づく指定施術者が	三	〇右 同	四

告示

奈良県告示第七十号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。
 平成十五年五月六日

奈良県知事 柿本善也

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
---------	----------	-------

医療法人泰山会 福西ク	吉野郡下市町大字新住一五五番	平成十五年四月一日
小児科つくだクリニク	大和郡山市九条町二九七―一	平成十五年四月一日
花吉野イレブン薬局	吉野郡大淀町福神一―二二九	平成十五年二月十八日
檀原整形外科クリニク	檀原市内膳町五―八―一	平成十五年一月二十日
まえた耳鼻咽喉科クリニク	檀原市北八木町三丁目四番三二号	平成十五年四月十二日
へぐり歯科	生駒郡平群町下垣内八四―七	平成十四年九月三日
診療所	天川村国民健康保険直営診療所	平成十二年四月一日
いかるが中央薬局	吉野郡天川村南日裏二〇〇	平成十五年四月一日
辻歯科クリニク	大和郡山市小泉町東三丁目六一二二	平成十五年四月一日
ほけん堂薬局今井店	高市郡高取町清水谷三二―一―一	平成十五年四月一日
ハタノ調剤薬局	五條市今井四丁目三番三三	平成十五年四月四日
きりん薬局	北葛城郡上牧町米山台二丁目	平成十五年三月三日
サクラデンタルクリニク	檀原市白檀町二丁目三―七	平成十五年二月十日

リニッケ	地の一	
おおさかクリニッケ	大和郡山市小泉町東三丁目六一	平成十五年四月一日
さくら歯科医院	生駒郡三郷町信貴ヶ丘二丁目一 一―二 安岡ビル一階	平成十五年四月一日
明日香村国民健康保険診療所	高市郡明日香村大字立部五四三番地の一	平成十五年四月一日

奈良県告示第七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条の規定において準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成十五年五月六日

奈良県知事 柿本善也

施術者の氏名及び住所	樋上 律子	ひのうえ鍼灸整骨院 磯城郡田原本町三笠一八一― アルファプレイス一〇五号	平成十五年三月三日
施術者の名称及び所在地	山田 史生	山田訪問鍼灸マツサイジ 大和郡山市矢田山町九一―二四	平成十五年三月二十五日
指定年月日	宿里 敏彦	宿里鍼灸接骨院 吉野郡大淀町北野一九一―二二	平成十五年四月七日

奈良県告示第七十二号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成十五年五月六日

奈良県知事 柿本善也

施術者の氏名及び住所	西畑 弘毅 大和郡山市池ノ内町四四八―五	にしはた整骨院 大和郡山市小泉町東一丁目八番地の一	所在地 大和郡山市小泉町十街区七一―一	変更事項 新	変更年月日 平成十五年二月一日
------------	-------------------------	------------------------------	------------------------	-----------	--------------------

奈良県告示第七十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成十五年五月六日

奈良県知事 柿本善也

指定医療機関の名称又は氏名	シヨウワ薬局 小泉駅前店	指定医療機関の所在地又は住所	大和郡山市小泉町東一丁目七番地四 グラン	変更事項 新	変更年月日 平成十五年二月一日
---------------	-----------------	----------------	-------------------------	-----------	--------------------

大和高田市訪問看護ステーション	大和高田市大字池田四一八番地	大和高田市磯野北町一一	大和高田市大字池田四一八番地	平成十三年四月一日
ドウール郷一階	ル郷	ドウール郷一階		

奈良県告示第七十四号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があつた。

平成十五年五月六日

奈良県知事 柿本善也

施術者の氏名及び住所	吉村 和子	吉村整骨院 御所市豊田四二二	廃止年月日	平成十五年三月三十一日
辨天 勝義	辨天整骨院 桜井市三輪四三〇			平成十五年三月三十一日
治田 由己	片塩接骨院 大和高田市片塩町六一六			平成十五年三月三十一日

奈良県告示第七十五号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関等を廃止した旨の届出があつた。

平成十五年五月六日

奈良県知事 柿本善也

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
麒麟薬局	橿原市木原町二六一二	平成十五年二月二十八日
檀原整形外科クリニック	橿原市内膳町五―三―三一 ふじビル三階	平成十四年十二月三十一日
天川村国民健康保険直営診療所	吉野郡天川村南日裏三四八	平成十二年三月三十一日
医療法人泰山会 福西クリニック	吉野郡下市町新住一四五―三	平成十五年三月三十一日
明日香村国民健康保険合診療所	高市郡明日香村松前四九二―一	平成十五年三月三十一日

奈良県告示第七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、北郡山土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成十五年五月六日

奈良県知事 柿本善也

一 退任役員の役名、氏名及び住所	新任役員の役名、氏名及び住所
理事 向井 敏夫	大和郡山市北郡山町二九五
〃 太田 順康	〃 城北町二―三一
〃 森川 庄三	〃 代官町一―一五
〃 南本 忠夫	〃 九条町八〇二―二二

〃	馬場 義夫	〃	北郡山町一三五―四
監事	野口 幸一	〃	北郡山町三一三―二
〃	植木 義昭	〃	城北町三一―一
二 就任役員の役名、氏名及び住所			
理事	太田 順康	大和郡山市城北町二―三―一	
〃	南本 正文	〃	植槻町三一―二
〃	辰野 武司	〃	九条平野町一―二
〃	向井 敏夫	〃	北郡山町二九五
〃	馬場 義夫	〃	北郡山町一三五―四
監事	野口 幸一	〃	北郡山町三一三―二
〃	南本 忠夫	〃	九条町八〇二―二

奈良県告示第七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、治道北部土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十五年五月六日

奈良県知事 柿本善也

- 一 退任役員の役名、氏名及び住所
監事 飯田 賢 大和郡山市番条町五一五
- 二 就任役員の役名、氏名及び住所
監事 柳原 喜久雄 大和郡山市番条町五六九

奈良県告示第七十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により次のとおり歳入の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年五月六日

奈良県知事 柿本善也

- 一 徴収を委託した歳入

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十二号）別表第一の百十四の二

の項に規定する保育士登録手数料

二 受託者の名称及び所在地

名称 社会福祉法人日本保育協会

所在地 東京都渋谷区神宮前五丁目五三番一号

三 委託事務の取扱開始日

平成十五年五月一日

公 告

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

平成15年5月6日

奈良県知事 柿本善也

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
プログラム・プログラムの貸借一式
- 2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地
奈良県総務部税務課
奈良市登大路町30番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成15年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社
東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 34,638,912円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約による。
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

平成15年5月6日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
税務総合システム用電算機器等の賃借等一式
- 2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地
奈良県総務部税務課
奈良市登大路町30番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成15年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社
東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 132,048,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約による。
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二一―〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三條栄町九―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。